

## 委員会規程

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第57条に基づく委員会は、本規程の定めるところによる。
- 2 この法人にその事業遂行のため、次の常置委員会を置く。
  - (1) 学術大会委員会
  - (2) 機関誌等編集委員会
  - (3) 心理学ワールド編集委員会
  - (4) 教育研究委員会
  - (5) 国際委員会
  - (6) 国際賞選考委員会
  - (7) 優秀論文賞選考委員会
  - (8) 資格認定委員会
  - (9) 認定心理士の会運営委員会
  - (10) 広報委員会
  - (11) 倫理委員会
  - (12) 若手の会委員会
- 3 各常置委員会の任務、任期、定員等は、別に定める。
- 4 この法人に、常置委員会のほか、必要に応じて特別委員会を置くことができる。
- 5 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

### 附則

- 1 本規程は、2015年6月21日より施行する。
- 2 本規程の改正は、2017年9月19日より施行する。
- 3 本規程の改正は、2018年3月12日より施行する。